

官報

号外 平成二年三月二十七日

二十八日、古希の祝いを目前にして逝去されました。

アラカルト

○第一百十八回 會衆議院會議錄 第八号

平成二年三月二十七日(火曜日)

年後三時 本会議

○本日の会議に付した案件

裁判所職員定員法の一部

国立劇場法の一部を改正

法律案(内閣提出)

內閣提出

104

113

109

卷之三

10

平成二年三月一十七日

議員塙谷一夫君逝去につき弔詞贈呈の報告 故議員塙谷一夫君に対する追悼演説

部政治経済科に学び、その後同大学文学部東洋史科に進まれました。

早稲田では、先輩である中野正剛、緒方竹虎両氏の指導を仰ぎ、幾度か中国を旅し、卒業論文のテーマを「孫文」として、中国の偉人さを書かれました。時あたかも、軍部の戦線拡大方針は泥沼に陥り、戦況思わしからざる中、時流に抗するかのときこの論文は全面書き直しを命じられたのであります。先生は、正しいものは正しいと筋を通し、卒業を二週間後に控えて断固退学されたの

理論を実践によって正当づけ、実践の中から新しい理論を生み出す先生の行動力は、当時の齋藤県知事の認めるところとなり、請われて昭和二十六年民間から県の秘書課長に抜てきされました。以来、昭和三十七年に退職されるまでの十一年間、地方自治の第一線において活躍され、県の内外から高い評価を受けました。

昭和二十年、入隊後は北満を転戦し、戦争の悲惨さ、苦しさを身をもって体験されました。戰後の学生が、またいたい子供たちが祖国のため散つていったこの事実を無にしてはならないと心に誓われたのであります。

混乱と廃墟の中、復員された先生は、郷土振興のため地方建設研究所を設立し、総合雑誌「遠州展望」を発行しながら、連日の自転車行脚で遠州一帯をくまなく歩き回り、具体的な地域開発への青年の参加を呼びかけられました。平和と郷土を愛し、将来を担う若い力を信じてやまなかつた先生の御活動は、たくましい、進歩的な精神のあらわれとして高く評価されるところであります。

先生は、新しい日本は真に新しい人たちによってのみ樹立できると考え、昭和二十一年、二十六歳の若さで戦後初の総選挙に立候補されました。残念ながらこのときは議席を得ることはできなかつたのでありますけれども、国を憂え、青年の若々しさに期待を寄せて先生が行った地道な教育公制がしかれた第一回の県教育委員に選出されたのであります。

その間、広報と文化活動を両輪とする県民会館を建設し、その初代館長として県政の民主化に努め、ついには県厅の機構改革にも及んだことは、政府、内閣にも注目されたほどでございました。

また、県に広報協会、文化協会をつくり、県厅と民間、県民を結ぶため尽力されました。

時有所得倍増計画に呼応して、静岡県が第六次総合開発計画を作成した際に、県の企画調整部長であられた先生は、その責任者として県民の声を代弁し、見事にこれをまとめられ、静岡県が歴史的発展を遂げるに至った大きな原動力をなしたのであります。

我が青春に悔いなしの言葉どおり、十一年間の県政活動において、常に庶民の立場に立って、絶えず民主政治の可能性を追求して思う存分の活躍をされたのでありました。

その後、知事選に立候補し、落選の憂き目を見た先生は、名利臨済寺の門前のお住まい無一文の浪人生活を余儀なくされました。しかしながら、先生のお人柄を慕い集まつた多くの青年たちから、あすの農業を語り、日本の将来を探求されたのであります。

このこと、作家の尾崎士郎さんから「この塙谷は天下第一等の人物として推奨できる。しかし、この男は大物にはなれない。理由は、堅物で、放蕩を知らないからだ。」と言われた先生は、俄然、「私は少年時代から戦争の日本に育ち、戦後は真

剣に祖国の再建に取り組んできました。放蕩などしている暇はありません。」と反論されたとのことです。（拍手）

弁する先生の、逆境に強い精神が、そして生まれでございます。

私は、ここに、私心を捨て、常に庶民の声を代めなお人柄をかいざ見ることができるのであります。

（拍手）

県知事選への捲土重来を期していたところへ、昭和四十一年十二月、世に言う「黒い霧解散」があり、推されて急遽第三十一回総選挙に立候補されました。「混迷する政界に、日本の民主政治の危機を感じ、国民から信頼されない政治は、どのよ

うな立派な政策で飾るうと眞の民主政治ではない。まず、政治や政党の信頼回復こそ先決であり、政党の体質改善、近代化に努めたい」と決意され、公約とされたのであります。

本院においては、まず内閣委員として、内政、外交、防衛等の諸問題について、時の政府に対

し、初当選の与党議員らしから辛口の、しかし正鵰を得た質疑をされたことは、議会の活性化という点で高く評価されてよいことではないかと思うのであります。

以後、大蔵委員、議院運営委員、社会労働委員会理事、予算委員会理事等を歴任され、昭和五十三年には外務委員長、翌年には地方行政委員長に選任され、公正円満を旨とした委員会運営で、与野党を問わらず広く信頼を集め、遺憾なくその重責を果たされました。

この間、第一次田中内閣の労働政務次官として、多くの政務を処理されましたが、特に障害者の技能の重要性に深い理解を示され、昭和四十七年十一月の第一回全国身体障害者技能競技大会の開催に大きく尽力されたのであります。

また、自由民主党にあっては、文化局長、出版局長、国会対策副委員長、副幹事長、下水道対策特別委員長等の要職を歴任されたほか、小売商業問題小委員長として、中小小売商の保護、再生に貢献されたのであります。

外交問題につきましては、党的アジア・アフリカ問題研究会で長く世話を務められ、新興独立諸国との関係改善に意を注がれました。

さらに、日中友好に精魂を傾けられたことは、つとに人のよく知るところであります。先生と中國との関係は、両国が兵火を交えていたなか、早稲田の森で卒業論文のテーマに採文を選んだことからもわかるように、長年にわたるものであります。

中国やアジアの問題に造詣深かった先生は、昭和四十二年、一年生議員ながらも選ばれて米国のサンタバーバラで開催された日米議員懇談会に参加し、日中問題、朝鮮半島問題について活発に発言をされました。

昭和四十六年には、超党派の日中和平促進議員連盟代表団の一員に選ばれ、日中国交回復の交渉に当たり、いわゆる日中復交三原則の合意達成に寄与されたのであります。そして、翌四十七年、我が国は、田中内閣のもとで中国との国交を回復するに至ったことは、御承知のとおりであります。

その後、日中平和友好条約が日程に上がった際には、日中友好議員連盟の副会長として、与党内の慎重派とは激論しつつ説得に努め、促進派には拙速を戒め、中国政府には自制を求め、我が政府には決断を求める緊迫した情勢の中で獅子奮迅の

こうして一年八ヶ月にわたる御努力の結果、つ

いに昭和五十三年、福田内閣のもとで日中平和友

好条約調印の運びに至ったのであります。

自由民主党内における異端の正統派と自他とも

に許すあなたは、昭和六十二年、売上税法案につ

いて、国民の声に十分耳を傾け、これを廃案にす

べきであると主張し、党内をまとめられました。

(拍手)にも、平生あなたが口にされていました名

もなき民の心を心とする政治姿勢、志を抱いた大

衆政治家の姿を見る事ができるのであります。

おのが利害よりも、おのが信念を、国民を優先

する、これが先生の身上でありました。

政治倫理、政治改革が問われている今日、信念

の政治家塩谷一夫を失ったことは、本院はもとよ

り、あなたが愛してやまなかつた日本にとっても

大きな損失であり、深い悲しみであります。しか

し、あなたの志は、御子息立さんによつて立派に

受け継がれました。どうか、安らかにお休みください。(拍手)

ここに、謹んで故塩谷先生の御業績とお人柄を追悼の言葉といたします。(拍手)

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出

いたします。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する

法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審

議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 裁判所職員定員法の一部を

改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長小澤潔

君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び

同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○小澤潔君 議案上程に関する緊急動議を提出

いたします。

内閣提出、国立劇場法の一部を改正する法律案

を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進

められることを望みます。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出

いたします。

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速な

処理を図るため、簡易裁判所判事の員数を五人、

裁判官以外の裁判官の員数を二十五人増加

しようとするものであります。

委員会においては、本日提案理由の説明を聽取

した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決

を行つたところ、本案は全会一致をもつて原案の

とおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

書

〔本号末尾に掲載〕

国立劇場法の一部を改正する法律案及び同報告

○船田元君 ただいま議題となりました国立劇場

法の一部を改正する法律案につきまして、文教委

員会における審査の経過及び結果を御報告申し上

げます。

本案は、我が国の芸術その他の文化の一層の向上に寄与するため、国立劇場の名称を日本芸術文化振興会に改め、これに芸術文化振興基金を設け、芸術その他の文化の振興または普及を図るた

めの活動に対する援助の業務を行わせることとす

る等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、法律の題名を「日本芸術文化振興会法」に改めるとともに、特殊法人国立劇場の名称を

「日本芸術文化振興会」に改めること。

第二に、振興会の目的に、芸術家及び芸術に関

する団体が行う芸術の創造または普及を図るために

の活動その他の文化の振興または普及を図るために

の活動に対する援助を行うことを追加すること、

第三に、振興会の業務に、芸術家及び芸術に関

する団体が行う芸術の創造または普及を図るために

の公演、展示等の活動など、芸術その他の文化の

振興または普及を図るために活動に対し、資金の

支給その他必要な援助を行うこと等を追加することと、

第四に、振興会は、援助業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金を設け、政府からの出資金と政府以外の者からの出捐金をもってこれに充てること、

第五に、この法律は公布の日から施行することなどであります。

本案は、去る二月二十八日本院に提出され、三月一日日本委員会に付託となり、本日保利文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔鶴井静香君登壇〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔鶴井静香君登壇〕

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

内閣提出、砂糖の価格安定等に関する法律の一

部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を

求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 佐藤敬夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長亀井

静香君。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔亀井静香君登壇〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔亀井静香君登壇〕

○亀井静香君 ただいま議題となりました砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、昭和六十三年七月の日米協議により、異性化糖あるいは砂糖と他の糖とを混合した糖類について、平成二年四月一日から輸入数量の制限を撤廃することが決定されたところであります。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

内閣提出、砂糖の価格安定等に関する法律の一

部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を

伴う国内糖価への悪影響を防止し、糖価安定制度の円滑な運営を確保するため、輸入が自由化されるこれらの糖について、新たに、蚕糸砂糖類価格安定事業団の売買の対象に加え、その買い入れ、売り戻し措置を通じて調整金を徴収すること等により、その価格調整を図らうとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日以後に輸入申告される輸入異性化糖等に適用するものとしております。

本案は、去る三月二十三日に提出され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、本二十七日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。

本案は、多數をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本案は、多數をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐藤敬夫君 議案上程に関する緊急動議を提出いたしました。

内閣提出、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、そ

うして、内閣提出、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、そ

うして、内閣提出、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告求めます。

〔上草義輝君登壇〕

○上草義輝君 ただいま議題となりました通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につい

て、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地形その他の自然的条件等から視聴できなかった難視聴地域における日本放送協会の衛星放送の受信対策のために、通信・放送衛星機構

が一般会計から出資を受けて行う助成業務に関する規定を整備しようとするもので、その主な内容は、

第一に、通信・放送衛星機構は、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務等を行うこととすること、

第二に、その業務に必要な経費の財源をその運用によつて得たため、通信・放送衛星機構に衛星放送受信対策基金を設けること

であります。

なお、この法律は公布の日から施行することとしております。

本案は、去る三月一日当委員会に付託され、本二十七日深谷郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行つた後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

し

ます。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十六分散会

出席国務大臣

法務大臣	長谷川 信君
文部大臣	保利 耕輔君
農林水産大臣	山本 富雄君
郵政大臣	深谷 隆司君

○朗読を省略した議長の報告
(両院協議会請求)

一、昨二十六日、本院は、次の内閣提出案につき

参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)
平成元年度特別会計補正予算(特第2号)
平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

(予算送付及び通知)

一、昨二十六日、憲法第六十条第一項の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)
平成元年度特別会計補正予算(特第2号)
平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)

議会報告書

平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)両院協議会報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)
(議院運営委員)

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成元年度一般会計補正予算(第2号)
平成元年度特別会計補正予算(特第2号)
平成元年度政府関係機関補正予算(機第2号)
予算(第2号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選出した旨の通知書を受領した。

議任

補欠

村上誠一郎君

山本 有二君

村上誠一郎君

鈴木 和美君

矢田部 理君

平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会協議委員

安恒 良一君

太田 淳夫君

高木健太郎君

吉岡 吉典君

池田 治君

足立 良平君

副議長 近藤 鉄雄君

布を奏上した旨の通知書を受領した。

住宅金融公庫法の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

(両院協議会協議委員選舉通知)

一、昨二十六日、緒方事務総長から佐伯参議院事務総長あて、本院は、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一部を改正する法律

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

一部を改正する法律

平成元年度一般会計補正予算(第2号)両院協議会報告書

平成元年度特別会計補正予算(特第2号)両院協議会報告書

野田毅君

近藤鉄雄君

越智伊平君

佐藤信二君

宮下創平君

原田昇左右君

谷川和穂君

越智通雄君

中村喜四郎君

中村正三郎君

(予算送付及び通知)

一、昨二十六日、平成元年度一般会計補正予算(第2号)外二件両院協議会衆議院協議委員議長野田毅君から櫻内議長あて、両院協議会の成案を得なかつた旨次の報告書を受領した。

野田毅君から櫻内議長あて、両院協議会の成案を得なかつた旨次の報告書を受領した。

山本有二君

村上誠一郎君

鈴木和美君

矢田部理君

山本有二君

村上誠一郎君

鈴木和美君

矢田部

性化糖以外の糖とを混合した糖で政令で定めるものをいう。以下同じ。)に含まれる異性化糖の数量を含む。」を加え、「その製造数量」を「これらの数量」に、「異性化糖の推定製造数量」を「異性化糖(輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖を含む。)の推定供給数量」に、「同条第二項」を「第十八条の三第一項及び第十八条の六第三項」に、「標準異性化糖推定製造数量」を「標準異性化糖推定供給数量」に、「規定する砂糖」を「規定する輸入に係る砂糖並びに国内産糖」に改め、同条第四項中「平均移出価格」を「平均供給価格」に改める。

(号外)

第八条の二の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条第一項中「平均移出価格」を「平均供給価格」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の二項を加える。

8 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、当該異性化糖等に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。第十八条の二中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 異性化糖又は混合異性化糖(以下「異性化糖等」という。)につき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者は、その輸入申告の時に適用される

次条第一項の異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たない額であるときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、その輸入申告に係る異性化糖等を事業団に売り渡さなければならない。

一 当該輸入申告に係る異性化糖等が関税定率法第十四条の規定により関税が免除されるものである場合その他の政令で定める場合

二 輸入に係る粗糖につき当該輸入申告の時について適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であつて、かつ、当該輸入申告の時について適用される次条第一項の異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時に適用される異性化糖等に改め、同条第一項中「平均移出価格」を「平均供給価格」に改め、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の二項を加える。

第十八条の二に次の二項を加える。

12 第五条第三項の規定は、第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条の二第八項」と、「同条第一項」とあるのは「第十八条の二第八項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第七十条第一項」と読み替えるものとする。

8 第二項の規定による異性化糖等の売渡しは、当該異性化糖等に係る輸入申告の前に、売渡申込書を事業団に提出してしなければならない。第十八条の二中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 異性化糖又は混合異性化糖(以下「異性化糖等」という。)につき輸入申告をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあつては、その所有者は、その輸入申告の時に適用される

で定めるところにより、次に掲げる額を基準とし、その適用期間の属する砂糖年度に係る標準異性化糖推定供給数量のうち製造に係る部分と輸入に係る部分との比率を勘案して、農林水産大臣が定める。

一 国内における異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額

二 その適用期間前の一定期間の海外の異性化糖の主要な生産地域における異性化糖の市価の平均額、輸入するまでの運賃その他の諸掛りの標準額の平均額、関税の額に相当する金額及び輸入に係る異性化糖の販売に要する標準的な費用の額

第十八条の三第二項中「異性化糖平均移出価格」を「異性化糖平均供給価格」に、「異性化糖の原料でん粉の価格」を「国内における異性化糖の原料でん粉の価格」に、「異性化糖の原料でん粉の価格」を「国内における異性化糖の市価」に改める。

第十八条の三の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条中「係る異性化糖」の下に「以下「国内産異性化糖」という。」を加え、「当該異性化糖」を「当該国内産異性化糖の」に、「異性化糖平均移出価格」を「異性化糖平均供給価格」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十八条の二第二項の規定による売渡しに係る異性化糖(以下「輸入異性化糖」という。)又は

う。)についての事業団の買入れの価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ、当該各号に掲げる額から消費税の額に相当する金額を控除して得た額とする。

一 輸入異性化糖 その輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次に掲げる額を加えて得た額

イ その輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率(混合異性化糖に含まれる異性化糖の割合)をいふ。以下同じ。)を乗じて得た額(当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)

ロ その輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格に当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に

応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

第十八条の五の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条中「第十八条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。

第十八条の六の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る額と次のロに掲げる額との差額に当該国内農林水産大臣の定める率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額

イ 異性化糖調整基準価格（標準異性化糖以外の異性化糖について）

外の異性化糖については、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額

ロ 当該国内産異性化糖の移出の時にについて適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖について）

適用される異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 前号イに掲げる額
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時にについて適用される異性化糖平均供給価格

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第十八条の四第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額を控除して得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 前号イに掲げる額
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時にについて適用される異性化糖標準価格から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

四 規定する輸入に係る砂糖並びに国内産糖に「標準異性化糖推定製造数量」を「標準異性化糖推定供給数量」に改め、同項を同条第三項とし、同号に改め、同項を同条第四項とし、同号に改め、同項第一号に次の一項を加える。

二 前項の規定にかかるわらず、同項各号の異性化糖又は混合異性化糖の移出又は輸入申告の時にについて適用される輸入に係る粗糖についての平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第一号に掲げる額
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時にについて適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあっては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第一号に掲げる額
ロ 当該国内産異性化糖の移出の時にについて適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖について）

混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外の異性化糖にあっては、農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

性化糖以外のものである場合にあっては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第二号に掲げる額
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時にについて適用される異性化糖標準価格から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時にについて適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあっては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額）

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第一号に掲げる額
ロ 当該国内産異性化糖の移出の時にについて適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖について）

第十八条の四第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖標準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第二号に掲げる額
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時にについて適用される異性化糖標準価格から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第三号に掲げる額
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時にについて適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあっては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該乗じて得た額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額）

一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額が次のロに掲げる額を超える場合 次のロに掲げる額

イ 前項第一号に掲げる額
ロ 当該国内産異性化糖の移出の時にについて適用される異性化糖標準価格（標準異性化糖以外の異性化糖について）

第十八条の四第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

(輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額)

第十八条の六の二 第十八条の二第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林水産省令で定めるところにより、当該異性化糖等につき買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

第三十条の前の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。

第三十一条第一項中「元渡申込数量」の下に「(混合糖にあつては、当該元渡しの申込みに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)」を、「売戻しの数量」の下に「(混合糖にあつては、当該売戻しに係る混合糖に含まれる砂糖の数量)」を、「元渡しの価格」、前条第一項に規定する売戻しの価格)、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外の異性化糖に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖の数量等)」を、「輸入数量等」の下に「(混合糖にあつては、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖の数量等)」を加え、「砂糖の供給数量」を当該額を「その種類(混合糖にあつては、当該混合糖に含まれる砂糖の種類)に応じて、当該額(混合糖にあつては、当該額に砂糖含有率を乗じて得た額)」に改める。

第三十二条第一項中「第十八条の二第一項の規定による異性化糖」を「第十八条の二第一項又は第二項の規定による異性化糖等」に、「異性化糖製造者」を「者」に、「異性化糖の売渡申込数量」を「異性化糖等の売渡申込数量(混合異性化糖にあつては、当該元渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)」に、「異性化糖の第十八条の五第一項」を「異性化糖等の第十八条の五第一項」に改め、「売戻しの数量」の下に「(混合異性化糖に又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)」を、「製造数量等」の下に又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)」を加え、「異性化糖の第三十条第一項」を「異性化糖等の第三十条第一項」に改め、「第十八条の六第一項」の下に「(及び第二項)」を加え、「同項に規定する売戻しの価格)、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外のものである場合にあっては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額を加減して得た額)」を「これらの規定に規定する額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度についての新法第十一条第一項第一号・第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第二項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)」の施行の日」と、「当該年度の前年年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」と、同条第三項中「その適用期間の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、「当該年度の前年度における」とあるのは「昭和六十三砂糖年度」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」ととする。

一 国内産異性化糖 前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について

は、当該売戻しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)」に、「異性化糖の第十八条の五第一項」を「異性化糖等の第十八条の五第一項」に改め、「売戻しの数量」の下に「(混合異性化糖にあつては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量)」を、「製造数量等」の下に又は異性化糖等の輸入数量等(混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等)」を加え、「異性化糖の第三十条第一項」を「異性化糖等の第三十条第一項」に改め、「第十八条の六第一項」の下に「(及び第二項)」を加え、「同項に規定する売戻しの価格)、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出の日の属する砂糖年度についての新法第十一条第一項第一号・第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第二項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)」の施行の日」と、「当該年度の前年年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」と、同条第三項中「その適用期間の属する砂糖年度」とあるのは「平成元砂糖年度における」と、「当該年度の前年度における」とあるのは「昭和六十三砂糖年度」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」ととする。

二 輸入異性化糖 当該超える数量に係る輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の農林水産大臣が定める額から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

農林水産大臣が定める額(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)として得た額。次号において同じ。)

二 輸入異性化糖 当該超える数量に係る輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の農林水産大臣が定める額から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

第三条 平成二年四月一日から九月三十日までの間に輸入申告をする指定糖についての新法第十一条第一項第一号・第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第二項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)」の施行の日」と、「当該年度の前年年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」と、同条第三項中「その適用期間の属する砂糖年度」とあるのは「平成元砂糖年度における」と、「当該年度の前年度における」とあるのは「昭和六十三砂糖年度」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」ととする。

第三十四条第一項中「若しくは砂糖」の下に「混合糖若しくは異性化糖等」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法律(以下「新法」という。)第五条第一項、第八条、

第十一条第一項第一号イの農林水産大臣の定める

第十一条、第十八条の二から第十八条の六の二まで、第三十二条第一項及び第三十二条第一項の規定は、平成二年四月一日以後に輸入申告をする指定糖及び異性化糖等並びに同日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用し、同日前に輸入申告をし、又は移出する指定糖又は異性化糖等については、なお従前の例による。

第十一条、第十八条の二から第十八条の六の二まで、第三十二条第一項及び第三十二条第一項の規定は、平成二年四月一日以後に輸入申告をする指定糖及び異性化糖等並びに同日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用し、同日前に輸入申告をし、又は移出する指定糖又は異性化糖等については、なお従前の例による。

率は、同条第四項において準用する新法第三条第六項の規定にかかるらず、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に告示するものとする。

3 第一項の規定により読み替えて適用される新法第十一条第一項第一号イの農林水産大臣の定める額のうち平成二年四月一日の属する新法第十八条の三第一項の期間に係るものは、新法第十四条において準用する新法第七条第二項の規定にかかるらず、施行日に告示するものとする。

4 第四条 平成二年四月一日の属する新法第十八条第一項の政令で定める期間についての異性化糖標準価格は、新法第十八条の二第六項において準用する新法第七条第二項の規定にかかるらず、施行日に告示するものとする。

5 第五条 平成二年四月一日の属する新法第十八条の三第一項の政令で定める期間についての異性化糖平均供給価格は、同条第二項において準用する新法第七条第二項の規定にかかるらず、施行日に告示するものとする。

6 第七条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

(蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正)

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第十八条の六第一項の農林水産大臣の定める率は、同条第四項において準用する新法第三条第六項の規定にかかるらず、施行日に告示するものとする。

7 第二十八条第一項第一号ロ中「異性化糖」を行日に告示するものとする。

8 第二十八条第一項第一号ロ中「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。

9 第三十七条第三項中「売渡しの価格」の下に「(当該指定糖が混合糖である場合にあつては、当該売渡しの価格から同法第八条第二号ロに掲げる額を控除して得た額)」を加え、「同号ロの安定期価格」を「同法第十一条第一項第一号ロの安定下限価格」に改める。

10 第二号中「当該国内産異性化糖の移出の日から九月三十日までの期間」と、同項第二号

中「当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同項第三号中「当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第三項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第二号)の施行の日に」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」とする。

11 第八条 施行日前にした行為に對する蚕糸砂糖類価格安定事業団法の規定による罰則の適用については、なお從前の例による。

理由

最近における混合糖、異性化糖等の輸入に係る事情の変化に対処して、輸入に係る砂糖に加え、輸入に係る混合糖に含まれる砂糖につきその価格調整を図るために措置を定めるとともに、国内産の異性化糖に加え、輸入に係る異性化糖につき砂糖との価格調整を図るために措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 施行期日等

(1) 事業団は、買入れた輸入異性化糖等を、その買入価格に調整金を加算した額で、(1)内供給価格等により、事業団に対し売渡すこと。

(2) 事業団は、買入れた輸入異性化糖等を、その買入価格に調整金を加算した額で、(1)内供給価格等により、事業団に対し売渡すこと。

限価格に砂糖含有率を乗じて得た額)」に改めること。

1 内容は次のとおりである。

1 事業団の売買対象の追加

新たに、輸入異性化糖等を事業団の買入れ及び売戻し措置の対象に加え、調整金の徴収等を行うものとすること。

2 事業団売買の手続き、売買価格

新たに、輸入異性化糖等を事業団の買入れ及び売戻し措置の対象に加え、調整金の徴収等を行うものとすること。

1 新たに、輸入異性化糖等を事業団の買入れ及び売戻し措置の対象に加え、調整金の徴収等を行うものとすること。

2 事業団売買の手続き、売買価格

新たに、輸入異性化糖等を事業団の買入れ及び売戻し措置の対象に加え、調整金の徴収等を行うものとすること。

1 事業団の売買対象の追加

新たに、輸入異性化糖等を事業団の買入れ及び売戻し措置の対象に加え、調整金の徴収等を行うものとすること。

2 事業団売買の手続き、売買価格

新たに、輸入異性化糖等を事業団の買入れ及び売戻し措置の対象に加え、調整金の徴収等を行うものとすること。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年三月二十七日

農林水産委員長 龜井 謙香
衆議院議長 櫻内 義雄殿

右
国会に提出する。
平成二年二月二十八日

内閣総理大臣 海部 俊樹

〔別紙〕

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、本年四月から異性化糖等の輸入自由化により、国内糖価及び国内甘味市場に混乱が生じないよう、その運用に万全を期すとともに、左記事項について遺憾なきを期すべきである。

記

一 糖化業界については、国内産いもでん粉の円滑な消化に寄与していること等にも留意し、同業界の秩序ある健全な発展が図られるよう指導に努めること。

二 国内産いも類の需要拡大を図るため、でん粉原料用に併せて、今後増加が期待される加工食品への用途開発を積極的に推進すること。

三 加糖調製品の輸入については、その動向を注視し、国内の砂糖需給に悪影響を及ぼすことならぬよう努めること。

右決議する。

理（当該所有に係る部分に限る。）とあるのはうにすることが困難と認められる地域をいう。

第六条 政府は、前条第一項の規定により機構の業務が行われる場合において、第五条第三項前段の規定により機構に出資するときは、同項後段に規定する各資金又は次条第一項に規定する衛星放送受信対策基金のそれに充てるべき金額を示すものとする。

第七条 機構は、附則第五条第一項に規定する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために衛星放送受信対策基金（以下「受信対策基金」という。）を設け、第五条第三項前段及び前条の規定により受信対策基金に充るべきものとして出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

第八条 「受信対策勘定」に係る出資及びその他の一般の勘定（以下「衛星所有勘定」とあるものにあつては「受信対策勘定」と、第四十一條第二項中「及びその他の一般の勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び受信対策勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び受信対策勘定」と、第四十五条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び附則第五条第一項」とする。

第九条 附則第七条第二項の規定に違反して受信対策基金を運用した場合には、その違反行為をした機構の役員は、十万円以下の過料に処する。

第十条 附則第十条を削る。

第十一条 附則第七条第二項の規定に違反して受信対策基金を運用してはならない。

一二 一、郵便貯金又は銀行その他郵政大臣の指定する金融機関への預金
二、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭
三、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

信託で元本補てんの契約があるもの

取得

一二 一、この法律は、公布の日から施行する。
二、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

三、第四十三条第一項の規定は、郵政大臣が前項

第一号又は第二号の規定による指定をしようとする場合について準用する。

四、第八条 附則第五条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第三十二条の二中「経

理（当該所有に係る部分に限る。）とあるのは普及を図るため、通信・放送衛星機構に衛星放送

法第九条第五項の規定によりテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置をするに当たり、地形その他の自然的条件の特

殊性に起因して、衛星放送によらなければその

官 報 (号外)

送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務を行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 その他

その他規定の整備をすること。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送の普及を図るため、通信・放送衛星機構(以下「機構」という。)に一般会計から出資を受け衛星放送受信対策基金を設け、その運用により難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することができる受信設備を設置する者に対し行う助成業務に関する所要の規定を整備する等の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

三 本来施行に要する経費

平成元年度一般会計補正予算郵政省所管に、機構の行う難視聴解消対策事業のための基金としての同機構に対する出資三〇億円が計上されている。

右報告する。

平成一年三月二十七日

衆議院議長 櫻内 義輝

- 1 業務の特例に関する事項
機構は、当分の間、従来の業務のほか、難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し助成金を交付する業務等を行うこととする。
- 2 衛星放送受信対策基金に関する事項
機構は、1の業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために、政府の全額出資により、衛星放送受信対策基金を設けること。

官 報 (号 外)

平成一年三月二十七日 衆議院会議録第八号

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可日

発行所
虎ノ門一〇五
大蔵省印刷局 東京都港区
丁目二番四号

電話
03(587)4302

定価
本号一部
(税)
三円を含む
三円